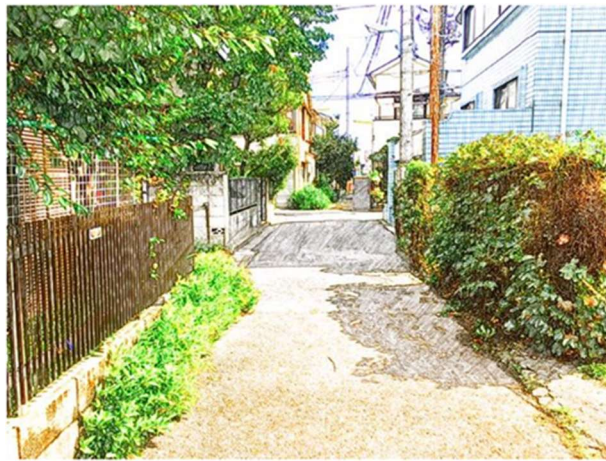


# 私道助成制度のご案内

- 排水設備と舗装の工事費の一部を予算の範囲内で助成いたします。
- 清掃費、調査費、柵蓋の交換費、建築に伴う工事は助成いたしません。
- 工事後の申請の受付はいたしません。
- 区が定めた条件をすべてみたす必要があります。

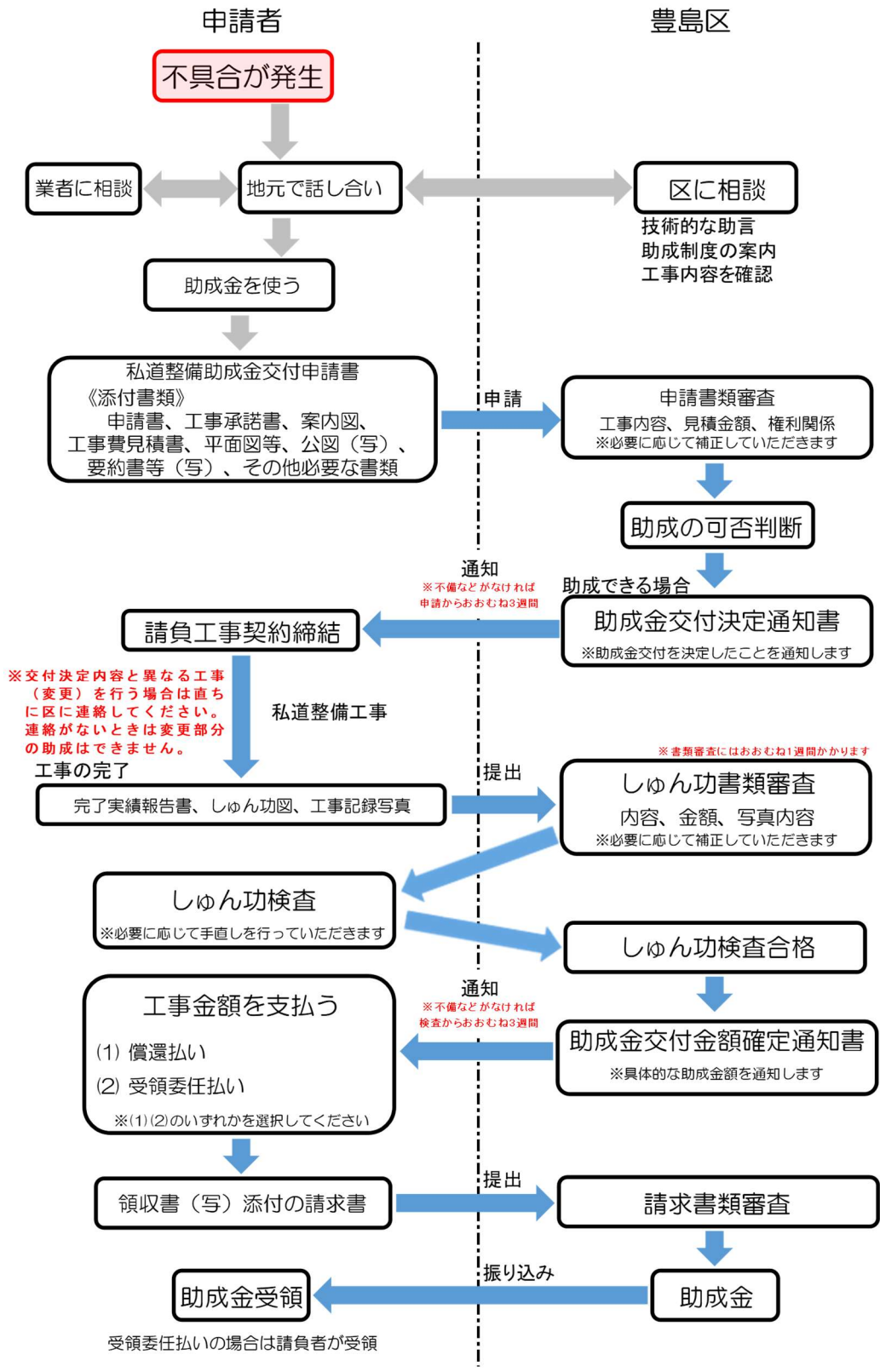


令和8年4月

豊島区 都市整備部 道路整備課



# 私道助成手続きの流れ



## 私道助成制度のあらまし

豊島区では、区民の皆さまが通行し、日常生活に欠かすことができない私道の排水設備（下水）や舗装について、道路交通環境の改善を支援するため、予算の範囲内で補修等の工事費の一部を助成いたします。

私道助成制度の概要は、この「ご案内」に記載したとおりですが、詳細については、豊島区都市整備部道路整備課道路整備グループにご相談ください。

- 私道は、皆さまの財産のため、区で工事を行うことはできません。
- 工事費の一部は、皆さまの負担になります。関係する皆さまで合意形成を図り、負担方法等を決めてください。
- 排水設備と舗装は、条件が合えば重複して助成を受けることができます。
- 私道の所有者の特定は、東京法務局豊島出張所等で公図と要約書（土地）等入手（有料）して行ってください。
- 区は、必要に応じて、工事の相談や技術的な助言などを行いますが、工事全般（工事発注、施工管理、工事代金の支払い、トラブルなど）については、すべて関係する皆さまの責任で行っていただきます。

## 対象となる私道

一般の公衆に供している道路幅1.2m以上の私道  
（建築基準法第42条に該当する私道）

※ただし、豊島区有通路は除きます。

### 《概略》

1. 建築基準法第42条第1項第2号の私道。  
→ 都市計画法の開発許可により築造された私道。
2. 建築基準法第42条第1項第3号の私道。  
→ 昭和25年当時に存在していた幅員4m以上の私道。
3. 建築基準法第42条第1項第5号の私道。  
→ 建築のため特定行政庁の指定を受けて造った私道。位置指定道路。
4. 建築基準法第42条第2項の私道。  
→ 昭和25年当時に存在していた幅員4m未満の私道。

◎ 都市計画課街づくり情報グループ（本庁舎6階5番窓口）でお調べください。なお、間違いが生じた場合の影響が大きいので、電話等でのお問い合わせにはお答えしておりません。必ず、ご来庁のうえ、ご確認ください。

## 条件

(1) 次のすべての条件を満たす工事であること。

### 共通事項

- ア 当該私道の出入口を支柱、柵及びその他これに類するもので塞いでおらず、一般公衆の用に供していること。
  - イ 建築損傷の復旧を目的とした工事ではないこと。
  - ウ 建築を起因とした工事ではないこと。
  - エ 開発行為を起因とした工事ではないこと。
  - オ 建築基準法第42条第1項第2号及び第5号に基づく私道の場合は、当該私道を築造した日から10年以上経過していること。
  - カ 工事を行おうとしている範囲の私道敷所有者と沿道居住者全員の合意を取ること。ただし、私道敷所有者の合意における共有名義では、反対者がいないことを条件に、一部の所有者が不明などやむを得ない場合については、過半の持分の権利者からの承諾をもって合意の要件を満たすことができる。このような場合は、経過報告書（別記第3号様式）の提出を求めるものとする。
  - キ 工事を行おうとしている範囲の私道敷所有者および沿道居住者の合意におけるマンションやアパートなどの集合住宅にて、管理規約に定めのある場合については、管理会社、または管理組合理事長等の代表者の承諾をもって合意の要件を満たすことができる。
- ※ 「清掃費」、「調査費」、「申請料や手数料等」は、助成いたしません。

### 排水設備

- ア 老朽化や破損などにより具体的な不具合が生じており、周囲の環境衛生に悪影響を与えていること。
  - イ 請負者は、「東京都指定排水設備工事事業者」であること。
  - ウ 需要家による排水設備の新設ではないこと。
  - エ 柵蓋の交換ではないこと。
- ※ 「東京都指定排水設備工事事業者」の一覧は、東京都下水道局のホームページでご確認ください。豊島区外の業者でも構いません。

### 舗装

- ア 未舗装又は舗装の老朽化や破損などにより具体的な不具合が生じており、通行の支障になっていること。
  - イ 掘削を必要とする舗装工事であり、小規模な部分補修ではないこと。
  - ウ 行き止まりの私道は、主要な出入口を有し、生活実態のある5棟以上の住宅があること。
- ※ 舗装の項目の条件を満たさない場合は、排水設備補修における堀山範囲の舗装の補修分のみが助成の対象となります。

(2) 工事を行おうとしている範囲の私道敷所有者と沿道居住者全員の合意形成がされ、1名でも反対者がいないこと。

※沿道居住者においては、各家屋の代表者1名以上、空地や駐車場の場合は管理者1名以上の承諾を必要とする。

ただし、以下の場合においては、各要件を満たせば良いものとする。

- ① 私道敷所有者の合意における共有名義では、反対者がいないことを条件に、一部の所有者が不明などやむを得ない場合については、過半の持分の権利者からの承諾をもって合意の要件を満たすことができる。

※ここでの私道敷所有者の合意における共有名義とは、一筆の土地を複数の者が所有し、民法の共有の規定が適用されるものをいう。

※このような場合は、経過報告書（別記第3号様式）の提出が必要になるので、区に相談すること。

- ② 私道敷所有者および沿道居住者の合意におけるマンションやアパートなどの集合住宅にて、管理規約に定めのある場合については、管理会社、または管理組合理事長等の代表者の承諾をもって合意の要件を満たすことができる。

(3) 申請者は、工事を行おうとしている範囲の「私道敷所有者と沿道居住者全員（マンションやアパートなどの集合住宅の場合は、沿道居住者全員の代表として、管理会社や理事長等の管理者1名。）」の中から皆さまで1名選出すること。

申請者は、次の①～④を行うこと。

- ① 地元の意見のとりまとめを行うこと。
- ② 豊島区に私道整備助成金交付申請を行うこと。
- ③ 工事を発注し、トラブル等の問題発生時は誠意をもって対応するとともに全責任を負うこと。
- ④ 区の検査合格後、請負者に工事費を支払い、区長に助成金の請求を行うこと。

## 内 容

### (1) 助成金の額

「区が算定した工事費総額」と「請負者作成の工事費見積書（私道整備施行基準P. 17～P. 22に基づく必要があります。）の工事費総額」を比較し、いずれか低い金額に100分の90以内の割合を乗じて得た額になります。ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。

※具体的な金額は、申請後の審査において助成金の交付を決定した場合にお知らせする「助成金交付決定通知書」に見込額を、検査合格後にお知らせする「助成金交付金額確定通知書」に確定額を記載します。

### (2) 一申請あたりの上限額

排水設備：500万円 ※排水設備の補修が工事費の内訳を大きく占める場合  
舗 装：200万円 ※排水設備の補修が工事費の内訳を大きく占めない、  
または含まない場合

※排水設備の上限額と、舗装の上限額を合算することはできません。

# 申請方法

申請は、次の（１）～（８）の書類を揃えて行ってください。

## （１） 申請書（別記第１号様式）

別記第１号様式（第５条第１項関係）

豊島区長  申請者  <b>私道整備助成金交付申請書</b>  豊島区私道整備助成金交付要綱第５条第１項の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。	提出日 年 月 日  住所 氏名 電話 ( )
---	-------------------------------------

施工場所（住居表示）	豊島区	丁目	番 号
請負者	会社名	連絡先	( )
	住 所	担当者	
施工予定期間	年 月 日 ~		年 月 日
工事費見積額	円（消費税込） ※ 私道整備施行基準に基づくもの		
添付書類	案内図、工事承諾書（別記第２号様式）、平面図及び断面図、工事費見積書、公図（写）、登記事項要約書等（写）、その他必要な書類		

豊島区確認欄（担当： ）（私道 - ）	
1. 私道の態様	(1) 建築基準法第 号の私道。 (2) 私道の最も狭い部分の幅員は 1.2m 以上必要。）
2. 申請要件	
共通事項	
ア 当該私道の出入口を支柱、柵及びその他これに類するもので塞いでおらず、一般公衆の用に供していること。	<input type="checkbox"/>
イ 建築損傷の復旧を目的とした工事ではないこと。	<input type="checkbox"/>
ウ 建築を起因とした工事ではないこと。	<input type="checkbox"/>
エ 開発行為を起因とした工事ではないこと。	<input type="checkbox"/>
オ 建築基準法第42条第1項第2号及び第5号に基づく私道の場合は、当該私道を築造した日から10年以上経過していること。	<input type="checkbox"/>
カ 工事を行おうとしている範囲の私道敷所有者と沿道居住者全員の合意を取ること。ただし、私道敷所有者の合意における共有名義では、反対者がいないことを条件に、一部の所有者が不明などやむを得ない場合については、過半の持分の権利者からの承諾をもって合意の要件を満たすことができる。このような場合は、経過報告書（別記第3号様式）の提出を求めるものとする。	<input type="checkbox"/>
キ 工事を行おうとしている範囲の私道敷所有者および沿道居住者の合意におけるマンションやアパートなどの集合住宅にて、管理規約に定めのある場合については、管理会社、または管理組合理事長等の代表者の承諾をもって合意の要件を満たすことができる。	<input type="checkbox"/>
排水設備 <input type="checkbox"/>	
ア 老朽化や破損などにより具体的な不具合が生じており、周囲の環境衛生に悪影響を与えていること。	<input type="checkbox"/>
イ 東京都指定排水設備工事事業者が行う工事であること。	<input type="checkbox"/>
ウ 需要家による排水設備の新設ではないこと。	<input type="checkbox"/>
エ 樹蓋の交換ではないこと。	<input type="checkbox"/>
道路施設 <input type="checkbox"/>	
ア 未舗装又は舗装の老朽化や破損などにより具体的な不具合が生じており、通行の支障になっていること。	<input type="checkbox"/>
イ 掘削を必要とする舗装工事であり、小規模な部分補修ではないこと。	<input type="checkbox"/>
ウ 行き止まりの私道は、主要な出入口を有し、生活実態のある5棟以上の住宅があること。	<input type="checkbox"/>



(3) 経過報告書（別記第3号様式）

【記載例】

別記第3号様式（第5条第2項関係）

住所 東京都豊島区南池袋2-□□-1

申請者 氏名 豊島 太郎

電話 ○○（○○○○）○○○○

経過報告書

豊島区私道整備助成金交付要綱第3条（1）カ項の規定に基づき、下記の理由により私道敷所有者の合意における共有名義にて過半の持分の権利者からの承諾を得たことを報告します。

記

1. 施工場所 豊島区 南池袋2 丁目 □□ 番 1 号

2. 理由

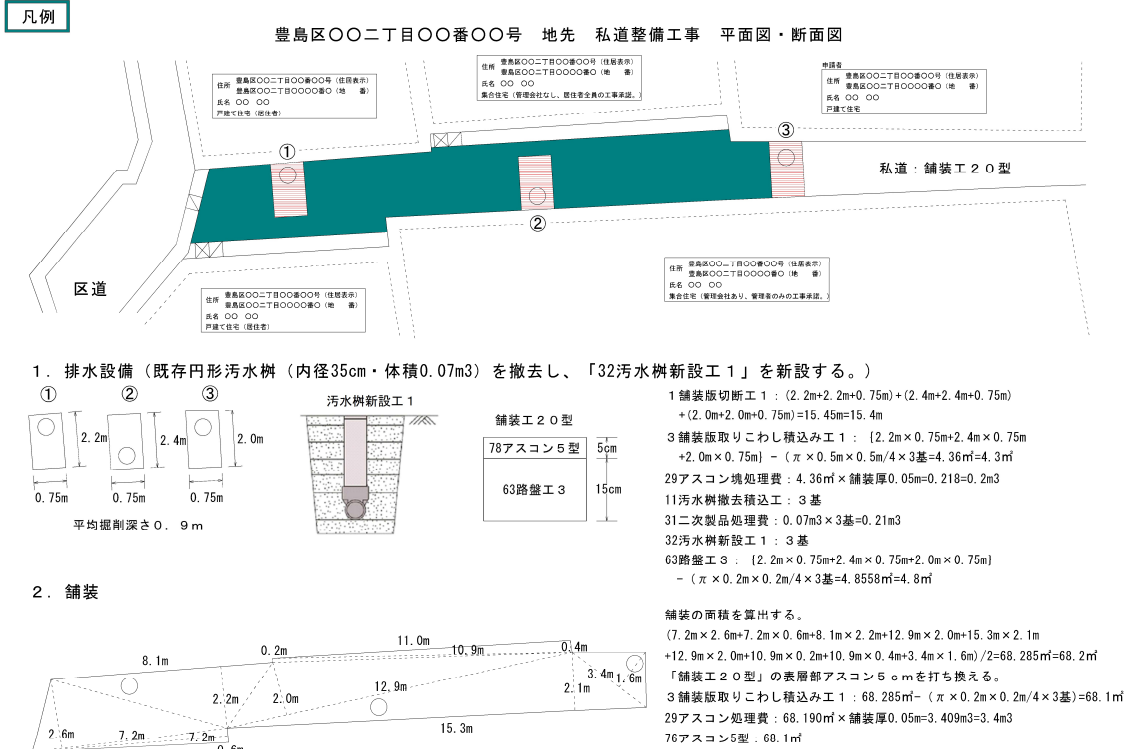
土地の地番	不明者の氏名	内容	持分割合
南池袋2-△△-1	豊島 次郎	要約書に記載の住所へ郵送して、十分な期間、返事を待ったが、返答がなかった。（令和○年○月○日～令和○年○月○日）	5分の1
	豊島 三郎	要約書に記載の住所へ配達記録付き郵便で送付したが、受取人不在のため返送された。	5分の1

(4) 案内図

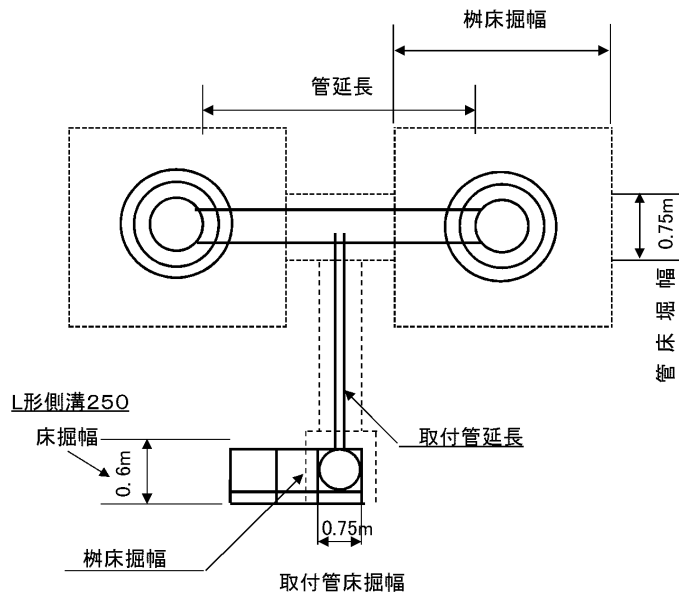
工事の場所を記した住宅地図等を用意してください。

(5) 平面図及び断面図

請負者が作成する工事の平面図と断面図を用意してください。



参考



私道整備施行基準（P. 17～P. 22）で規定した90工種を使用して、「平面図」と「断面図」を作成してください。

※「管延長」は、枿（人孔に相当する枿）間を結ぶ下水道本管の実延長となり、私道整備施行基準（P. 20）の5.1塩化ビニル管布設工1、5.2塩化ビニル管布設工2、5.3塩化ビニル管布設工3を適用する。

※「取付管延長」は、枿と下水道本管を結ぶ取付管実延長となり、私道整備施行基準（P. 20）の5.4塩化ビニル取付管布設工1、5.5塩化ビニル取付管布設工2、5.6塩化ビニル取付管布設工3を適用する。

**（6） 工事費見積書**

請負者が作成する見積書を用意してください。

※ 私道整備施行基準（P. 17～P. 22）」で規定した90工種を使用して作成してください。

**（7） 公図の写し**

東京法務局出張所等で入手し、その写しを用意してください。

**（8） 登記事項要約書又は全部事項証明書の写し**

東京法務局出張所等で入手し、その写しを用意してください。

**（9） その他、区長が必要と認めた書類**

工事内容によっては、別途書類の提出をお願いすることがあります。

## 申請の取下げ

「申請の取下げ」とは、申請後、区が助成金交付決定を行う前に、都合により取り下げることを行います。この場合は、「助成金交付申請取下届」を提出してください。

別記第4号様式（第6条第1項関係）

提出日 年 月 日

豊島区長

申請者

住所

氏名

電話 ( )

### 助成金交付申請取下届

年 月 日付・私道整備助成金交付申請について、豊島区私道整備助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき取り下げます。

記

1. 申請日

年 月 日

2. 施工場所

豊島区 丁目 番 号

3. 理由

## 工事の取りやめ

「工事の取りやめ」とは、申請し、区から助成金交付決定通知書を受領後、都合により、工事を取りやめることをいいます。この場合は、「取りやめ届」を提出してください。

別記第7号様式（第8条第1項関係）

提出日 年 月 日

豊島区長

申請者

住所

氏名

電話 ( )

### 取りやめ届

年 月 日付・ 発第 号で決定された助成金交付について、工事を取りやめたいので豊島区私道整備助成金交付要綱第8条第1項の規定に基づきお届けします。

記

1. 交付決定年月日及び決定番号

年 月 日付・ 発第 号

2. 施工場所

豊島区 丁目 番 号

3. 理由



## 検査

- 「検査」は、施工場所において、「完了実績報告書」、「しゅん功図」及び「工事記録写真」と交付決定内容（工事目的物の出来形及び構造仕様等）を対比して合否を判定します。
- 検査の日時及び場所を申請者及び請負者に通知し、立会いを求めます。
- 検査の結果、出来形及び構造仕様等が交付決定の内容と相違している場合又は不完全と認められる場合は、必要に応じて期日を定め手直しを指示します。
- 検査や手直しに応じない場合は、助成できませんのでご注意ください。
- 交付決定後、区に無断で工事内容の変更を行った場合は、変更部分の助成はいたしません。

## 助成金交付金額確定通知書の受領

- 検査に合格後、区から「助成金交付金額確定通知書」を郵送により通知いたします。この通知書には、区が実際に助成する具体的な金額を記載しますのでご確認ください。

## 請求書の提出

- 助成金交付金額確定通知書を受領後、速やかに次の（１）か（２）のいずれかの方法により請求書を提出してください。
  - （１）償還払い
  - （２）受領委任払い
- 私道助成制度は、申請者本人がいったん工事費の全額を支払い、その後に助成金を受領する「（１）償還払い」を原則としています。これに対して「（２）受領委任払い」は、工事を行った際に、申請者が支払う分は、かかった工事費のうち申請者負担分のみで済むようにするもので申請者の一時的な負担を軽減するための制度です。残りの工事費（助成金交付金額）については豊島区が申請者の委任に基づき、請負者に直接支払います。
- 3月31日（土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の平日開庁日。）までに請求書を提出しないときは、交付できません。

(1) 償還払いの方法

「請求書兼口座振替依頼書」に工事費全額の領収書の写しを添付のうえ助成金を請求してください。

別記第10号様式（第15条第1項関係）

豊島区長

提出日

年

月

日

請求書兼口座振替依頼書

申請者 住所  
氏名  
電話

年 月 日付・ 発第 号で確定した豊島区私道整備助成金について、豊島区私道整備助成金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 ￥

2 振込先

(1) 金融機関名

銀行・金庫  
組合・農協

支店

(2) 預金の種別

普通 ・ 当座

(3) 口座番号

(4) フリガナ

(5) 口座名義

3 添付書類

工事費全額の領収書（写）

※ 助成金の交付後であっても「偽りその他不正の手段により助成金交付決定」を受けたことが判明したときは、豊島区補助金交付規則(昭和61年規則第59号。)に基づき、返還していただきます。また、違約加算金及び延滞金を請求します。

(2) 受領委任払いの方法

「受領委任払い請求書兼口座振替依頼書」に申請者負担分の工事費の領収書の写しを添付のうえ、助成金を請求してください。

別記第11号様式（第15条第1項関係）

豊島区長

提出日 年 月 日

受領委任払い請求書兼口座振替依頼書

申請者  
(委任者)

住所

氏名

電話

印

年 月 日付・ 発第 号で確定した豊島区私道整備助成金について、豊島区私道整備助成金交付要綱第15条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 ¥

2 上記助成金の受領に関して次の者に権限を委任します。

請負者  
(受任者)

住所	
会社名	
代表者の 職・氏名	

印

委任を受けた豊島区からの助成金について、次の金融機関の口座に振り込んでください。

(1) 金融機関名

銀行・金庫  
組合・農協

支店

(2) 預金の種別

普通 ・ 当座

(3) 口座番号

(4) フリガナ

(5) 口座名義

3 添付書類

工事費のうち申請者（委任者）負担分の領収書（写）

※ 助成金の交付後であっても「偽りその他不正の手段により助成金交付決定」を受けたことが判明したときは、豊島区補助金交付規則(昭和61年規則第59号。)に基づき、返還していただきます。また、違約加算金及び延滞金を請求します。

## 私道整備施行基準

- 区は、区道とは異なり、私道の構造や下水などの埋設状況について承知しておりませんが、助成金を皆さまに交付しますので、公共性の確保と区道に準じた経済的で耐久性のある私道の工事を求めています。
  - そこで、区の助成金を使用して私道の工事を行う場合は、次に掲げる「私道整備施行基準」に合致するようにしてください。
  - 直接工事費以外の諸経費は各工種に計上して見積もってください。
  - 「交通誘導員」や「定型外の工事」など私道整備施行基準に掲載されていない内容を私道工事として採用したい場合は、申請前に専門業者が作成した見積書及び図面等資料を持参のうえ、ご相談ください。
- ※ 事前相談がない場合は、助成できませんのでご注意ください。

1	舗装版切断工 1	厚さ 15 cm 以下のアスファルト舗装版の切断工に適用する。	m
2	舗装版切断工 2	厚さ 15 cm 以下のコンクリート舗装版の切断工に適用する。	m
3	舗装版取りこわし積込み工 1	人力によるアスファルト舗装版の破碎作業及び掘削・積込の作業に適用する。	m <sup>2</sup>
4	舗装版取りこわし積込み工 2	人力によるコンクリート舗装版の破碎作業及び掘削・積込の作業に適用する。	m <sup>2</sup>
5	舗装版取りこわし積込み工 3	機械によるアスファルト舗装版の破碎作業及び掘削・積込の作業に適用する。	m <sup>2</sup>
6	舗装版取りこわし積込み工 4	機械によるコンクリート舗装版の破碎作業及び掘削・積込の作業に適用する。	m <sup>2</sup>
7	構造物取りこわし工 1	土木工事におけるコンクリート無筋構造物等の人力取壊し工に適用する。	m <sup>3</sup>
8	構造物取りこわし工 2	土木工事におけるコンクリート鉄筋構造物等の人力取壊し工に適用する。	m <sup>3</sup>
9	構造物取りこわし工 3	土木工事におけるコンクリート無筋構造物等の機械取壊し工に適用する。	m <sup>3</sup>
10	構造物取りこわし工 4	土木工事におけるコンクリート鉄筋構造物等の機械取壊し工に適用する。	m <sup>3</sup>
11	雨水柵撤去積込工	二次製品雨水柵（内径 50 cm 以下）の撤去積込みに適用する。	基
12	汚水柵撤去積込工	二次製品汚水柵（内径 50 cm 以下）の撤去積込みに適用する。	基

13	掘削工	掘削とは、現地盤線から施工基面までの土砂等を掘り下げる箇所であり埋戻しを伴わない箇所である。	m3
14	床掘工	床掘りとは、構造物の築造又は撤去を目的に、現地盤線又は施工基面から土砂等を掘り下げる箇所であり、埋戻しを伴う箇所である。	m3
15	埋戻し工	埋戻しとは、構造物の築造又は撤去後、現地盤線又は計画埋戻し線まで埋戻す箇所であり、敷均し・締固めを含むものである。	m3
16	タンパ締固め工	建設機械タンパ使用の締固め工に適用する。	m3
17	人力積込工 1	仮置きされた土砂の人力積込み工に適用する。	m3
18	人力積込工 2	仮置きされたコンクリート塊の人力積込み工に適用する。	m3
19	型枠工 1	無筋鉄筋構造物の型枠の組み立てから除去までの型枠工に適用する。	m2
20	型枠工 2	均しコンクリートの型枠の組み立てから除去までの型枠工に適用する。	m2
21	モルタル工	普通セメントを使用したモルタル練工に適用する。	m3
22	コンクリート工	一般的な構造物のコンクリート（ＢＢ１８２Ｂ）打設に適用する。	m3
23	手練りコンクリート工	構造物の構築において、コンクリート（ＢＢ１８２Ｂ）の機械練りが不可能のため、手練りで行う場合に適用する。	m3
24	養生工 1	無筋構造物のコンクリート構造物の一般養生に適用する。	m3
25	養生工 2	鉄筋構造物のコンクリート構造物の一般養生に適用する。	m3
26	砕石基礎工 1	土木構造物の人力による砕石基礎工（ＲＣ－４０）に適用する。	m3
27	砕石基礎工 2	土木構造物の機械による砕石基礎工（ＲＣ－４０）に適用する。	m3
28	砂基礎工 1	土木構造物の人力によるしゃ断層用砂基礎に適用する。	m3
29	砂基礎工 2	土木構造物の機械によるしゃ断層用砂基礎に適用する。	m3
30	発生土処理費	建設発生土を２ｔトラック運搬処分に適用する。	m3

31	アスコン塊処理費	アスコン塊を2tトラック運搬処分に適用する。	m3
32	コンクリート塊処理費	コンクリート塊を2tトラック運搬処分に適用する。	m3
33	二次製品処理費	二次製品を2tトラック運搬処分に適用する。	m3
34	汚水柵新設工1	塩化ビニル製の小型柵（防護蓋なし、塩化ビニル立ち上がり管内径20cmまで）※処分費・土工を含む	基
35	汚水柵新設工2	塩化ビニル製の小型柵（防護蓋あり、塩化ビニル立ち上がり管内径20cmまで）に適用する。※処分費・土工を含む	基
36	汚水柵新設工3	角形CD柵（内径35cmまで）に適用する。※処分費・土工を含む	基
37	汚水柵新設工4	L形柵（内径35cm）に適用する。※処分費・土工を含む	基
38	汚水柵新設工5	円形柵（内径35cm）に適用する。※処分費・土工を含む	基
39	汚水柵新設工6	L形柵（内径50cm）に適用する。※処分費・土工を含む	基
40	汚水柵新設工7	円形柵（内径50cm）に適用する。※処分費・土工を含む	基
41	雨水柵新設工1	L形柵（内径35cm）に適用する。※処分費・土工を含む	基
42	雨水柵新設工2	L形柵（内径50cm）に適用する。※処分費・土工を含む	基
43	雨水柵新設工3	塩化ビニル製の小型柵（格子蓋、塩化ビニル立ち上がり管内径20cmまで）に適用する。※処分費・土工を含む	基
44	雨水柵新設工4	U形柵（内径50cmまで）に適用する。※処分費・土工を含む	基
45	雨水柵新設工5	角形CD柵（内径35cmまで）に適用する。※処分費・土工を含む	基
46	ます高さ調整工	二次製品ます縁塊部分の高さ調整に適用する。	基
47	ます縁塊取替工1	二次製品縁塊（内径30cm）の撤去新設に適用する。※処分費・土工を含む	基
48	ます縁塊取替工2	鋳鉄製品縁塊（内径30cm）の撤去新設に適用する。※処分費・土工を含む	基

49	ます縁塊取替工 3	二次製品縁塊（内径 50 cm）の撤去新設に適用する。※処分費・土工を含む	基
50	ます縁塊取替工 4	鑄鉄製品縁塊（内径 50 cm）の撤去新設に適用する。※処分費・土工を含む	基
51	塩化ビニル管布設工 1	塩化ビニル管（内径 15 cm）の布設に適用する。※処分費・土工を含む	m
52	塩化ビニル管布設工 2	塩化ビニル管（内径 20 cm）の布設に適用する。※処分費・土工を含む	m
53	塩化ビニル管布設工 3	塩化ビニル管（内径 25 cm）の布設に適用する。※処分費・土工を含む	m
54	塩化ビニル取付管布設工 1	塩化ビニル管取付管（内径 10 cm）の布設に適用する。※処分費・土工を含む	m
55	塩化ビニル取付管布設工 2	塩化ビニル管取付管（内径 15 cm）の布設に適用する。※処分費・土工を含む	m
56	塩化ビニル取付管布設工 3	塩化ビニル管取付管（内径 20 cm）の布設に適用する。※処分費・土工を含む	m
57	L 形工 1	幅員 4 m 以下の L 形側溝 250 の設置に適用する。※処分費・土工を含む	m
58	L 形工 2	幅員 4 m 以上の L 形側溝 300 の設置に適用する。※処分費・土工を含む	m
59	L 形基礎工 1	L 形側溝 250 基礎の設置に適用する。※処分費・土工を含む	m
60	L 形基礎工 2	L 形側溝 300 基礎の設置に適用する。※処分費・土工を含む	m
61	境石工 1	境石工（一般部）の設置（基礎含む。）に適用する。	m
62	境石工 2	境石工（乗入部）の設置（基礎含む。）に適用する。	m
63	路盤工 1	粒度再生調整碎石（RM-40）、厚さ 5 cm に適用する。	m <sup>2</sup>
64	路盤工 2	粒度再生調整碎石（RM-40）、厚さ 10 cm に適用する。	m <sup>2</sup>
65	路盤工 3	粒度再生調整碎石（RM-40）、厚さ 15 cm に適用する。	m <sup>2</sup>
66	路盤工 4	再生クラッシャーラン（RC-30）、厚さ 5 cm に適用する。	m <sup>2</sup>

67	路盤工 5	再生クラッシャラン (RC-30)、厚さ 10 cm に適用する。	m2
68	路盤工 6	再生クラッシャラン (RC-30)、厚さ 15 cm に適用する。	m2
69	路盤工 7	再生クラッシャラン (RC-40)、厚さ 5 cm に適用する。	m2
70	路盤工 8	再生クラッシャラン (RC-40)、厚さ 10 cm に適用する。	m2
71	路盤工 9	再生クラッシャラン (RC-40)、厚さ 15 cm に適用する。	m2
72	路盤工 10	再生クラッシャラン (RC-40)、厚さ 20 cm に適用する。	m2
73	舗装工 15 型	密粒アスコン 5 cm、粒度再生調整碎石 (RM-40) 10 cm (乳剤なし) に適用する。	m2
74	舗装工 20 型	密粒アスコン 5 cm、粒度再生調整碎石 (RM-40) 15 cm (乳剤なし) に適用する。	m2
75	舗装工 25 型	密粒アスコン 5 cm、再生粗粒アスコン 5 cm、粒度再生調整碎石 (RM-40) 15 cm に適用する。	m2
76	透水性舗装工 15 型	開粒アスコン 1号 5 cm、再生クラッシャラン (RC-40) 10 cm (乳剤なし) に適用する。	m2
77	透水性舗装工 30 型	開粒アスコン 1号 5 cm、開粒アスコン 2号 5 cm、再生クラッシャラン (RC-40) 20 cm (乳剤なし) に適用する。	m2
78	アスコン 5 型	密粒アスコン 5 cm (乳剤なし) に適用する。	m2
79	アスコン 10 型	密粒アスコン 5 cm、再生粗粒アスコン 5 cm (乳剤なし) に適用する。	m2
80	アスコン 15 型	密粒アスコン 5 cm、再生粗粒アスコン 10 cm (乳剤なし) に適用する。	m2
81	アスコン 5 型 (透水)	開粒アスコン 1号 5 cm (乳剤なし) に適用する。	m2
82	アスコン 10 型 (透水)	開粒アスコン 1号 5 cm、開粒アスコン 2号 5 cm (乳剤なし) に適用する。	m2
83	コンクリート 5 型	普通コンクリート 5 cm (乳剤なし) に適用する。 型枠, 伸縮目地を含まない	m2
84	コンクリート 10 型	普通コンクリート 10 cm (乳剤なし) に適用する。 型枠, 伸縮目地を含まない	m2

85	コンクリート15型	普通コンクリート15cm（乳剤なし）に適用する。 型枠,伸縮目地を含まない	m2
86	コンクリート20型	普通コンクリート20cm（乳剤なし）に適用する。 型枠,伸縮目地を含まない	m2
87	プライムコート散布	石油アスファルト乳剤（カチオン乳剤PK-3）に適用する。	m2
88	タックコート散布	石油アスファルト乳剤（カチオン乳剤PK-4）に適用する。	m2
89	不陸修正工（振動ローラ）	振動ローラによる不陸修正工	m2
90	不陸修正工（タンパ、ランマ）	タンパ、ランマによる不陸修正工	m2

M E M O

豊島区 都市整備部 道路整備課 道路整備グループ

(本庁舎6階14番窓口)

〒171-8422 豊島区南池袋二丁目45番1号

TEL 03-3981-4878

FAX 03-3981-1008

受付時間 平日8時30分 ~ 17時15分